

商工業振興促進条例に基づく固定資産税の課税免除等

(能代市商工業振興促進条例第10条及び第11条)

能代市商工業振興促進条例による奨励措置適用認定を受けた事業所に対し、5年間、固定資産税を課税免除又は減免します。

1 要件

能代市商工業振興促進条例による奨励措置適用認定を受けた事業所

2 課税免除の対象

- ・新設等に係る一の工場等を構成する家屋、償却資産のうち事業の用に供されるもの
 - ・当該工場等の敷地である土地
- (取得日の翌日から起算して1年以内に対象建物の建設に着手していること)

3 免除期間

奨励措置を受けることとなった年度から5年間

4 課税免除及び減免

種 別	免除・減額割合
工場、ソフトウェア事業所、卸売商業施設、製造等関連サービス事業所、研究施設、情報通信関連サービス事業所	課税免除
再生可能エネルギー発電事業所	税額の100分の50以内を減免

5 申請期限

毎年1月31日まで(償却資産申告書と一緒に提出してください。)

6 提出書類

提出書類一覧表のとおり

7 問合せ・提出先

能代市 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0185-89-2127

FAX 0185-89-1764

E-Mail zeimu@city.noshiro.lg.jp